

## 秘密保持契約書（案）

学校法人日本医科大学（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）  
とは、乙が甲の出願に係る特許出願（特許願 号、発明の名称「 」、以  
下「本出願」という。）について実施許諾を受けるか否かを検討するため、甲が乙に対し  
本出願の明細書及び図面並びにこれに関連する技術情報（以下「本情報」という。）を開  
示するに当たり、次のとおり契約を締結する。

平成 年 月 日

第1条 甲は乙に対し、本情報を本契約締結の日から30日以内に開示する。

東京都文京区千駄木一丁目1番5号  
甲 学校法人日本医科大学  
理事長 坂本 篤裕 印

第2条 乙は甲に対し、本契約締結の日から30日以内に、本情報開示の対価として、  
金 円也を甲の指定する方法により支払う。

乙

第3条 乙は、甲の事前の文書による承諾を得ない限り、本情報を第三者に開示又は漏  
洩してはならない。

2 乙は、本情報を、 の開発・商品化のための検討（以下「本検討」という）  
を行うためにのみ使用するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げるものはその対象から除外される。

- (1) 開示を受けた際、既に保有していたもの
- (2) 開示を受けた際、既に公知又は公用であったもの
- (3) 開示を受けた後、自己の責によらず公知又は公用となったもの

第4条 乙は、本検討の結果、本出願について実施許諾を受けることとした場合は、甲  
と協議のうえ、実施許諾に関する契約を別途締結するものとする。

第5条 乙は、本検討の結果、本出願について実施許諾を受けないこととした場合は、  
直ちに本情報に係る書類等（複製したものを含む）を甲に返還する。

第6条 本契約の有効期間は、平成 年 月 日から本出願が公開されるまでと  
する。

第7条 本契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については甲乙協議のうえ決定  
する。

本契約成立の証として、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保有するもの  
とする。